

「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務の調達を企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 30 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階  
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課企画係 電話 011-818-3452 FAX 011-812-5203  
メールアドレス [gesui@city.sapporo.jp](mailto:gesui@city.sapporo.jp)

2 企画競争に付する事項

- (1) 調達する役務の名称  
「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務
- (2) 調達案件の仕様等  
提案説明書による。
- (3) 履行期間  
契約を締結した日から令和 5 年 10 月 31 日まで
- (4) 契約に至るまでの方法  
公募型企画競争（プロポーザル方式）にて行う。なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者であり、かつ、札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (4) 企画提案書等の提出期限時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置（以下「参加停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条

第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 提案説明書、仕様書、本企画競争の参加に必要な様式等を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ。

また、提案説明書、仕様書、本企画競争の参加に必要な様式等は札幌市公式ホームページからダウンロードできる。

(URL：<https://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/r4nendo/8220.html>)

## 5 申込方法

本企画競争に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

(4)ア及びイ：令和4年6月24日(金)17時00分(必着とする。)

(4)ウ～カ：令和4年6月30日(木)17時00分(必着とする。)

(2) 提出方法

送付又は持参により提出すること。(送付の場合は提出期限内に必着のこと。)

(3) 提出場所

上記1(持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。)

(4) 提出書類

- ア 企画競争参加申込書
- イ 会社概要
- ウ 企画提案書
- エ 積算書
- オ 業務実施体制及び業務計画・行程計画
- カ 類似業務実績一覧

## 6 企画提案の審査及び選定方法

「(仮称)下水道展'23札幌」出展企画・運営業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、一次審査(書面審査)及び二次審査(プレゼンテーション審査)を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査(書面審査)

提出された企画提案書等により書面審査を行う。ただし、参加者が少数の場合は省略する場合がある。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した企画提案について、プレゼンテーション審査を実施する。

### (3) 契約候補者の選定

最低基準点を超えた者のうち、実施委員会が確定した合計得点が最も高いものを契約候補者として選定する。

## 7 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(2) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 参加資格を満たしていない者、又は満たさないこととなった者。

イ 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者。

ウ 提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び本市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。

エ 本企画競争の手続期間中に参加停止措置を受けた者

オ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

カ 審査の公平性を害する行為を行った者

キ その他、提案説明書に定める手続、方法等を遵守しない者

(3) 本企画競争において、一の事業者が複数の提案をすることは認めない。

(4) 札幌市に提出された企画提案書等の訂正、差し替え、追加、再提出等は認めない。

(5) 本企画競争の申込に際して札幌市に提出された企画提案書等は返却しない。(電子媒体を含む。)

(6) 企画提案書及び本企画競争に係る書類の作成、プレゼンテーションの実施等、本企画競争の参加にかかる一切の費用は参加者の負担とする。

(7) 詳細は「(仮称)下水道展'23札幌」出展企画・運営業務提案説明書による。